

定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年省令厚生省、通商産業省令第一号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定容器製造等事業者の排出見込量の算定）</p> <p>第二条 法第十二条第二項第二号八の当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量は、第一号又は第二号に掲げる量から第三号に掲げる量を控除して得た量とする。</p> <p>一 当該特定容器製造等事業者が当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器の当該年度の前事業年度において販売した量（第一条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年／大蔵省／厚生省／農林水産省／通商産業省／令第一号。以下「規則」という。）第十五条（第十八条において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合又は当該認定を受けて再商品化をする年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度において販売した量）</p> <p>二 前号の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる場合に 応じ、それぞれイ又はロに定めるとおりとする。</p> <p>イ 当該特定容器製造等事業者が当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器を販売することを開始する年度（以下この号において「初年度」という。）又は終了する年度の場合 当該年度において販売される見込</p>	<p>（特定容器製造等事業者の排出見込量の算定）</p> <p>第二条 法第十二条第二項第二号八の当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量は、第一号又は第二号に掲げる量から第三号に掲げる量を控除して得た量とする。</p> <p>一 当該特定容器製造等事業者が当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器の当該年度の前事業年度において販売した量（第一条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年／大蔵省／厚生省／農林水産省／通商産業省／令第一号。以下「規則」という。）第十五条（第十八条において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合又は当該認定を受けて再商品化をする年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度において販売した量）</p> <p>二 前号の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる場合に 応じ、それぞれイ又はロに定めるとおりとする。</p> <p>イ 当該特定容器製造等事業者が当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器を販売することを開始する年度（以下この号において「初年度」という。）又は終了する年度の場合 当該年度において販売される見込</p>

量

ロ 初年度の次年度（以下この号において「第二年度」という。）の場合又は初年度の次々年度であつて第二年度の三月末日までに第二年度に販売した量が確定していない場合 初年度において販売した特定容器の量を、初年度に当該特定容器を販売した月数で除して得た量に十二を乗じて得た量

三 イに掲げる量とロに掲げる量とを合算して得た量

イ 当該特定容器製造等事業者が自ら回収し、又は他の者に委託して回収する当該特定容器の量として主務大臣が定めるところにより算定される量

ロ 容器包装廃棄物として排出されない当該特定容器の量として主務大臣が定めるところにより算定される量（イに掲げるものを除く。）

2 当該特定容器製造等事業者が前項の量を算定できない場合は、別表の上欄に掲げる特定分別基準適合物について、当該特定分別基準適合物に係る特定容器の用いられる事業が属する同表の中欄に掲げる業種ごとに、前項第一号又は第二号に掲げる量から同項第三号イに掲げる量（当該量を算定できない場合は零）を控除して得た量に一から同表の下欄に掲げる率を控除して得た率を乗じて得た量を除して得た率容器包装廃棄物として当該年度において排出される見込量とみなすことができる。

別表（第二条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
-----------	----	---

量

ロ 初年度の次年度（以下この号において「第二年度」という。）の場合又は初年度の次々年度であつて第二年度の三月末日までに第二年度に販売した量が確定していない場合 初年度において販売した特定容器の量を、初年度に当該特定容器を販売した月数で除して得た量に十二を乗じて得た量

三 イに掲げる量とロに掲げる量とを合算して得た量

イ 当該特定容器製造等事業者が自ら回収し、又は他の者に委託して回収する当該特定容器の量として主務大臣が定めるところにより算定される量

ロ 容器包装廃棄物として排出されない当該特定容器の量として主務大臣が定めるところにより算定される量（イに掲げるものを除く。）

2 当該特定容器製造等事業者が前項の量を算定できない場合は、別表の上欄に掲げる特定分別基準適合物について、当該特定分別基準適合物に係る特定容器の用いられる事業が属する同表の中欄に掲げる業種ごとに、前項第一号又は第二号に掲げる量に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た量を容器包装廃棄物として当該年度において排出される見込量とみなすことができる。

別表（第二条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
-----------	----	---

規則第四條 第一号に規定する分別 基準適合物		規則第四條 第二号に規定する分別 基準適合物	
規則別表第二の一の項の 下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の〇	規則別表第二の二の項の 下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の〇
規則別表第二の一の項の 下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の〇	規則別表第二の二の項の 下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の〇
規則別表第二の一の項の 下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の五	規則別表第二の二の項の 下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の五

規則第四條 第一号に規定する分別 基準適合物		規則第四條 第二号に規定する分別 基準適合物	
規則別表第二の一の項の 下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一〇	規則別表第二の二の項の 下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一〇
規則別表第二の一の項の 下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一〇	規則別表第二の二の項の 下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一〇
規則別表第二の一の項の 下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九五	規則別表第二の二の項の 下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九五

規則第四条	規則第四条 第三号に規定する分別 基準適合物							規則別表第二の二の項の 下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄の水に掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のイに掲げる業種	規則別表第二の三の項の 下欄の口に掲げる業種	規則別表第二の三の項の 下欄の八に掲げる業種	規則別表第二の三の項の 下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の三の項の 下欄の水に掲げる業種	規則別表第二の三の項の 下欄のへに掲げる業種	規則別表第二の四の項の	一〇〇分の〇
	規則別表第二の二の項の 下欄の二に掲げる業種	一〇〇分の〇															
	規則別表第二の二の項の 下欄の水に掲げる業種	一〇〇分の〇															
	規則別表第二の二の項の 下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の〇															
	規則別表第二の三の項の 下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の〇															
	規則別表第二の三の項の 下欄の八に掲げる業種	一〇〇分の一〇															
	規則別表第二の三の項の 下欄の二に掲げる業種	一〇〇分の〇															
	規則別表第二の三の項の 下欄の水に掲げる業種	一〇〇分の〇															
	規則別表第二の三の項の 下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の〇															
	規則別表第二の四の項の	一〇〇分の〇															

規則第四条	規則第四条 第三号に規定する分別 基準適合物							規則別表第二の二の項の 下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄の水に掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のイに掲げる業種	規則別表第二の三の項の 下欄の口に掲げる業種	規則別表第二の三の項の 下欄の八に掲げる業種	規則別表第二の三の項の 下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の三の項の 下欄の水に掲げる業種	規則別表第二の三の項の 下欄のへに掲げる業種	規則別表第二の四の項の	一〇〇分の一〇
	規則別表第二の二の項の 下欄の二に掲げる業種	一〇〇分の一〇															
	規則別表第二の二の項の 下欄の水に掲げる業種	一〇〇分の一〇															
	規則別表第二の二の項の 下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一〇															
	規則別表第二の三の項の 下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一〇															
	規則別表第二の三の項の 下欄の八に掲げる業種	一〇〇分の八五															
	規則別表第二の三の項の 下欄の二に掲げる業種	一〇〇分の一〇															
	規則別表第二の三の項の 下欄の水に掲げる業種	一〇〇分の一〇															
	規則別表第二の三の項の 下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の一〇															
	規則別表第二の四の項の	一〇〇分の一〇															

第四号に規定する分別基準適合物	下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の四の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の四の項の下欄の八に掲げる業種	一〇〇分の五
	規則別表第二の四の項の下欄の二に掲げる業種	一〇〇分の一〇
	規則別表第二の四の項の下欄の水に掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の四の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五
	規則別表第二の五の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の〇

第四号に規定する分別基準適合物	下欄のイに掲げる業種	〇
	規則別表第二の四の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一〇
	規則別表第二の四の項の下欄の八に掲げる業種	一〇〇分の九五
	規則別表第二の四の項の下欄の二に掲げる業種	一〇〇分の九五
	規則別表第二の四の項の下欄の水に掲げる業種	一〇〇分の一〇
	規則別表第二の四の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の九〇
	規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の八五
	規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九五
	規則別表第二の五の項の下欄の口に掲げる業種	一〇〇分の一〇

規則第四條 第六号に規定する分別 基準適合物							
規則別表第二の五の項の下欄の八に掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種
一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の〇	一〇〇分の五	一〇〇分の五	一〇〇分の二五	一〇〇分の〇	一〇〇分の〇

規則第四條 第六号に規定する分別 基準適合物							
規則別表第二の五の項の下欄の八に掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種
一〇〇分の九五	一〇〇分の九五	一〇〇分の一〇〇	一〇〇分の九五	一〇〇分の一〇〇	一〇〇分の九五	一〇〇分の一〇〇	一〇〇分の八〇

